

辰巳法律研究所 & リーダーズ総合研究所

行政法☆実力診断テスト

【解説】

辰巳法律研究所

TOKYO・YOKOHAMA・OSAKA・KYOTO・NAGOYA・FUKUOKA

問題 1	行政法	行政基準	重要度 A
------	-----	------	-------

問題 1 行政基準に関する次の記述のうち、誤っているものの組合せはどれか。

- ア 通達は、原則として法規の性質をもつものではなく、一般の国民は直接これに拘束されるものではないものの、行政庁の判断を尊重する観点から、裁判所は、法令の解釈適用に当たり通達に示された法令の解釈に拘束され、これに則った判断をすべきとされている。
- イ パチンコ球遊器に対する課税処分が、たまたま通達を機縁として行われたものであっても、通達の内容が法の正しい解釈に合致するものである以上、当該課税処分は法の根拠に基づく処分と解することができる。
- ウ 解釈基準とは、ある処分をする場合に取扱いが区々になることを防ぎ、行政の統一性を確保するために、上級行政機関が下級行政機関に対して発する法令解釈の基準であり、通達の形式が用いられることが多いところ、原則として下級行政機関はこれに拘束される。
- エ 通達は、関係下級行政機関及び職員に対する行政組織内部における命令にすぎないから、これらの関係下級行政機関及び職員がその通達に拘束されることはあっても、通達の内容が、法令の解釈や取扱いに関するもので、国民の権利義務に重大な関わりをもつようなものを除き、一般の国民は直接通達に拘束されるものではない。
- オ 被爆者健康手帳の交付を受けた者が我が国の領域を超えて居住地を移した場合、健康管理手当等の受給権は失権の取扱いとなると定めた通達は、被爆者に対し、いったん具体的な法律上の権利として発生した受給権について失権の取扱いをするという重大な結果を伴う定めを内容とするものであるから、担当者が当該通達を発出し、これに従った取扱いを継続するに当たっては、その内容が各種の援護措置の対象となる被爆者について定めた法律の規定の内容と整合する適法なものといえるか否かについて、相当程度に慎重な検討を行うべき職務上の注意義務が存する。

- 1 ア・ウ
- 2 ア・エ
- 3 イ・エ
- 4 イ・オ
- 5 ウ・オ

※ 問題の重要度のランク付けについて

Aランク…合格するためには必ず得点すべき問題。誤答の際は完璧に復習すべき問題。

Bランク…正解することが望ましい問題（Bのうち半分は正解しないと合格できない問題）

Cランク…やや踏み込んだ知識で、難易度が高く、正解できなくても復習しておけばよい問題

問題 1	行政法	行政基準	正解 2
			関連過去問：26-9

ア誤り。本記述は、裁判所は法令の解釈適用に当たり通達に示された法令の解釈に拘束されないとすべきところ、拘束され、これに則った判断をすべきとされているとしている点で、誤っている。

判例（最判昭43.12.24）は、墓地の管理をする寺院が、異なる宗派であることのみを理由とする埋葬拒否を認めないとした通達により、異教徒の埋葬の受忍が刑罰を持って強制される等として、通達の取消しを求めた事案において、「元来、通達は、原則として、法規の性質をもつものではなく、…一般の国民は直接これに拘束されるものではない」とし、また、「裁判所がこれらの通達に拘束されることのないことはもちろんで、裁判所は、法令の解釈適用にあたっては、通達に示された法令の解釈とは異なる独自の解釈をすることができ、通達に定める取扱いが法の趣旨に反するときには独自にその違法を判定することもできる筋合である。」としている。

その理由として、判例は、通達は「上級行政機関が関係下級行政機関および職員に対してその職務権限の行使を指揮し、職務に関して命令するために発するものであり、このような通達は右機関および職員に対する行政組織内部における命令にすぎない」ということを挙げている。

イ正しい。判例（最判昭33.3.28）は、約10年にわたって一部の例外を除き物品税を課されてこなかったパチンコ球遊器に対して、旧物品税の対象となる「遊戯具」に該当するという通達を契機として旧物品税が課されたため（以下「本件課税処分」という。）、パチンコ業者らが課税処分の無効確認及びいったん納めた納付金の返還を求めたという事案において、「社会観念上普通に遊戯具とされているパチンコ球遊器が物品税法上の『遊戯具』のうちに含まれないと解することは困難である」とした上で、「本件の課税がたまたま所論通達を機縁として行われたものであつても、通達の内容が法の正しい解釈に合致するものである以上、本件課税処分は法の根拠に基く処分と解するに妨げがな」としている。

判例の結論に賛成する学説は、その理由として、旧物品税法1条1項の「遊戯具」にパチンコ球遊器が含まれるとの解釈が正しい限り、同条項から既に抽象的には納税義務は生じており、本件課税処分はこれを根拠として納税義務を具体的に確定したものといえるということを挙げている。

したがって、本記述は正しい。

ウ正しい。一般に、解釈基準とは、ある処分をする場合に取扱いが区々になることを防ぎ、行政の統一性を確保するために、上級行政機関が下級行政機関に対して発する法令解釈の基準であって、通達という形式で示されることが多いものとされている。

そして、ある法令の解釈について、各下級行政機関において解釈が統一されていないならば平等原則に反する事態をもたらすおそれがあることから、下級行政機関は上級行政機関の示した通達に原則として拘束され、通達に従わなければ、当該下級行

政機関の職員は、職務命令違反として懲戒処分を受けることもあり得るとされている。

したがって、本記述は正しい。

エ誤り。本記述は、国民の権利義務に重大な関わりをもつようなものを除き、一般の国民は直接通達に拘束されるものではないとしている点で、誤っている。

判例（最判昭43. 12. 24）は、墓地の管理をする寺院が、異宗徒であることだけを理由として埋葬を拒絶してはならないという通達によって異宗徒の埋葬の受忍が刑罰をもって強制される等として、当該通達の取消しを求めた事案において、通達は関係下級行政「機関および職員に対する行政組織内部における命令にすぎないから、これらのものがその通達に拘束されることはあつても、一般の国民は直接これに拘束されるものではなく、このことは、通達の内容が、法令の解釈や取扱いに関するもので、国民の権利義務に重大なかかわりをもつようなものである場合においても別段異なるところはない。」としている。

その理由として、判例は、「通達は、原則として、法規の性質をもつものではなく、上級行政機関が関係下級行政機関および職員に対してその職務権限の行使を指揮し、職務に関して命令するために発するものである」ということを挙げている。

オ正しい。判例（最判平19. 11. 1）は、違法な通達により在外被爆者の健康管理手当支給が打ち切られたことから国家賠償請求がなされた事案において、「一般に、通達は、行政上の取扱いの統一性を確保するために上級行政機関が下級行政機関に対して発する法解釈の基準であつて、国民に対して直接の法的拘束力を有するものではないにしても、原爆3法〔注：各種の援護措置の対象となる被爆者についての定めを置く、「原子爆弾被爆者の医療等に関する法律」、「原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律」、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の3法律をいう。以下同じ。〕の統一的な解釈、運用について直接の権限と責任を有する上級行政機関たる上告人の担当者が…重大な結果を伴う通達を発出し、これに従った取扱いを継続するに当たっては、その内容が原爆3法の規定の内容と整合する適法なものといえるか否かについて、相当程度に慎重な検討を行うべき職務上の注意義務が存したものである。」としている。

その理由として、判例は、被爆者健康手帳の交付を受けた者が我が国の領域を超えて居住地を移した場合、健康管理手当等の受給権は失権の取扱いとなると定めた通達は、「被爆者についていったん具体的な法律上の権利として発生した健康管理手当等の受給権について失権の取扱いをするという重大な結果を伴う定めを内容とするものである。」ということを挙げている。

したがって、本記述は正しい。

以上により、誤っている記述はアとエであり、したがって、正解は肢2となる。

行政法☆実力診断テスト

●本問に関連し、別冊・辰巳重要論点ポイントノートの【行政基準】のまとめ参照。

◆【記述式への連携】

1 () 内を、法律用語で正しく埋めて下さい。

- (1) 法規命令とは、行政機関が制定する行政主体と私人の関係の(①)に関する一般的規律をいう。
- (2) 委任命令とは、法律又は上級の命令の(②)制定される命令をいう。
- (3) 白紙委任の禁止とは、国会による法律の委任を(③)する憲法上の原則をいう。

2 次の法律用語を漢字で正しく書けますか(記述式で減点されないために)

- | | |
|--------------|-------------|
| ④ ほうきめいれい | ⑤ ぎょうせいきそく |
| ⑥ しっこうめいれい | ⑦ いにんめいれい |
| ⑧ かいしゃくきじゅん | ⑨ さいりょうきじゅん |
| ⑩ ぎょうせいしどうしん | |

解答

- 1 ①権利・義務 ②委任に基づいて ③制約
- 2 ④法規命令 ⑤行政規則 ⑥執行命令 ⑦委任命令 ⑧解釈基準 ⑨裁量基準 ⑩行政指導指針

問題 2	行政法	行政上の義務履行確保	重要度 A
------	-----	------------	-------

問題 2 行政上の義務履行確保に関する次の記述のうち、判例に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 義務の不履行に対して、一定期間内に義務を履行しないと一定額の過料を課すことを予告し、その威嚇・心理的圧迫によって義務を履行させる制度を執行罰といい、代替的作為義務も執行罰の対象となる。
- 2 直接強制とは、義務者の身体又は財産に対し直接有形力を行使して義務の実現を図ることをいうが、直接強制は人権侵害の危険性が高いことから、現在、直接強制を認める法律は個別法でもほとんど存在しない。
- 3 制裁を目的とする公表には法律の根拠が必要であるが、情報公開を目的とする公表には法律の根拠は不要である。
- 4 国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、法律に特別の規定がある場合に限り、提起することが許される。
- 5 警察官職務執行法第 5 条に定める警察官による制止措置は、身体に対する実力行使であるから、行政上の強制執行のうち、直接強制の例である。

※ 問題の重要度のランク付けについて

- A ランク…合格するためには必ず得点すべき問題。誤答の際は完璧に復習すべき問題。
- B ランク…正解することが望ましい問題（Bのうち半分は正解しないと合格できない問題）
- C ランク…やや踏み込んだ知識で、難易度が高く、正解できなくても復習しておけばよい問題

問題 2	行政法	行政上の義務履行確保	正解 5
			関連過去問：27-8

- 1 正しい。義務の不履行に対して、一定期間内に義務を履行しないと一定額の過料を課すことを予告し、その威嚇・心理的圧迫によって義務を履行させる制度を執行罰という。執行罰は、義務者に自ら義務を履行させるため、あらかじめ義務不履行の場合には過料を課すことを予告するとともに、義務不履行の場合にはその都度過料を徴収することによって、義務の履行を促す間接強制の方法である。そして、執行罰は、代執行の対象とならない不作為義務及び非代替的作為義務の履行強制について効用が大きいとされるが、代替的作為義務についても執行罰によることは可能である。したがって、本記述は正しい。
- 2 正しい。直接強制とは、義務者の身体又は財産に対し直接有形力を行使して、義務の実現を図ることをいう。直接強制は、国民の身体に強制を加えたり、国民の財産を破壊することなどをその内容とするため、人権侵害の危険性が高く、現在、直接強制を認める法律は個別法でもほとんどなく、明示的には、成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法などがある。したがって、本記述は正しい。
- 3 正しい。制裁ないし強制手段を目的とする公表は、公表される個人ないし企業に深刻な不利益を与える可能性などがあることから、法律の留保が及ぼされるべきであり、法律の根拠が必要となると解されている。一方、情報提供を主たる目的として行われる公表は、それが制裁ないし強制手段としての性格を有しない場合には、法律の留保に服さず、法律の根拠は不要となると解されている（東京地判平13. 5. 30参照）。したがって、本記述は正しい。
 なお、情報提供を主たる目的とする公表であっても、特定の者に不利益を与えることが予想される場合には、事前の意見聴取を行うべきであるとする裁判例がある（大阪地判平14. 3. 15）。
- 4 正しい。判例（最判平14. 7. 9（宝塚市パチンコ条例判決））は、条例によってパチンコ店等の建物を建築しようとする者は市長の同意を要するとされていたところ、Yが同意を得ないままに建築工事に着手したので、市長が条例に基づき工事中止命令を発したが、Yが建築工事を続行したため、X市が建築工事の続行禁止を求める民事訴訟を提起したという事案において、「国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、…法律に特別の規定がある場合に限り、提起することが許される」としている。
 その理由として、判例は、「国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、法規の適用の適正ないし一般公益の保護を目的とするものであって、自己の権利利益の保護救済を目的とするものという

ことはできないから、法律上の争訟として当然に裁判所の審判の対象となるものではな」いということを挙げている。

したがって、本記述は正しい。

5 誤り。警察官職務執行法5条に定める警察官による制止措置は、相手方に義務を課すことなく行政機関が直接に実力を行使して行政目的の実現を図るものであり、即時強制（即時執行）にあたる。即時強制は、私人の側の義務の存在を要件とする直接強制と異なる。

したがって、本記述は誤っている。

●本問に関連し、別冊・辰巳重要論点ポイントノートの【行政上の義務履行確保】のまとめ参照。

◆【記述式への連携】

1 () 内を、法律用語で正しく埋めて下さい。

- (1) 行政上の義務履行確保とは、私人が課された義務を履行しない場合に行政がその(①) するために一定の(②) 手段を採ることをいう。
- (2) 行政罰とは、行政上の義務違反に制裁を科すことによって(③) に義務履行を促す制度をいう。

2 次の法律用語を漢字で正しく書けますか(記述式で減点されないために)

- ④ だいたいてきさくいぎむ ⑤ かいこく
⑥ だいしっこうれいしよ ⑦ きんきゅうしっこう

解答

- 1 ①義務の履行を確保 ②強制的な ③間接的
2 ④代替的作為義務 ⑤戒告 ⑥代執行令書 ⑦緊急執行

問題3	行政法	意見公募手続	重要度 C
-----	-----	--------	-------

問題 3 行政手続法における意見公募手続に関する次のア～エの記述に関して、その正誤を正しく示す組合せはどれか。

- ア 命令等制定機関は、命令等を定めた後においても、当該命令等の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じ、当該命令等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならない。
- イ 委員会等の議を経て定めることとされている命令等においては、相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として、法律又は政令の規定により、これらの者及び公益をそれぞれ代表する委員をもって組織される委員会等において審議を行うこととされているものとして政令で定める命令等を定めようとするときに限り、命令等制定機関における意見公募手続は不要とされる。
- ウ 命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時期に、提出意見を公示しなければならないが、必要に応じ、当該提出意見に代えて、提出意見を整理又は要約したものを公示することができる。
- エ 命令等制定機関が命令等を定めようとする場合であって、当該命令等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公示するときは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことが必要とされている。

	ア	イ	ウ	エ
1	正	正	誤	誤
2	正	誤	誤	正
3	正	誤	正	正
4	誤	正	正	誤
5	正	誤	誤	誤

※ 問題の重要度のランク付けについて

Aランク…合格するためには必ず得点すべき問題。誤答の際は完璧に復習すべき問題。

Bランク…正解することが望ましい問題（Bのうち半分は正解しないと合格できない問題）

Cランク…やや踏み込んだ知識で、難易度が高く、正解できなくても復習しておけばよい問題

問題 3	行政法	意見公募手続	正解 3
			関連過去問：27-11

ア正しい。行政手続法 38 条 2 項は、命令等制定機関は、命令等を定めた後においても、当該命令等の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じ、当該命令等の内容について検討を加え、その適正を確保するよう努めなければならないと規定している。

行政手続法 38 条 2 項の趣旨は、命令等が制定時には適正な内容であったとしても、時の経過につれて社会経済情勢が変化して内容が現状に適合しない不公正なものとなる可能性があることから、命令制定後も、命令等制定機関に命令等の適正を確保する努力義務を課したことにある。

したがって、本記述は正しい。

イ誤り。本記述は、相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として、法律又は政令の規定により、これらの者及び公益をそれぞれ代表する委員をもって組織される委員会等において審議を行うこととされているものとして政令で定める命令等を定めようとするときに限りとしている点で、誤っている。

行政手続法 39 条 4 項 4 号は、委員会等の議を経て定めることとされている命令等であって、相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として、法律又は政令の規定により、これらの者及び公益をそれぞれ代表する委員をもって組織される委員会等において審議を行うこととされているものとして政令で定める命令等を定めようとするときには、同法 39 条 1 項の規定は適用しないとしており、命令等制定機関における意見公募手続を不要としている。

もっとも、行政手続法 39 条 4 項 4 号に該当する場合でなくとも、命令等制定機関は、委員会等の議を経て命令等を定めようとする場合において、当該委員会等が意見公募手続に準じた手続を実施したときは、39 条 1 項の規定にかかわらず、自ら意見公募手続を実施することを要しないとの規定が行政手続法 40 条 2 項にあり、かかる場合であっても、命令等制定機関における意見公募手続は不要となる。

行政手続法 40 条 2 項の趣旨は、命令等の制定過程で委員会等に諮問がなされる場合、委員会等がパブリック・コメントを行うことがあり、かかるパブリック・コメントが具体的で明確な命令案及び関係資料を示した上で十分な意見提出期間を設定して、広く一般から意見を求める等、意見公募手続に準じる実質を有する場合には、意見公募手続の趣旨が実質的に実現しているといえ、命令等制定機関が重ねて意見公募手続を実施する必要性が乏しいことにある。

よって、行政手続法 39 条 4 項 4 号に該当しない場合でも、行政手続法 40 条 2 項に該当する場合には、命令等制定機関における意見公募手続は不要となる。

ウ正しい。行政手続法 43 条 2 項により、本記述は正しい。

行政手続法 43 条 1 項は、命令等制定機関は、意見公募手続を実施して命令等を定めた場合には、当該命令等の公布と同時期に、①命令等の題名（同項 1 号）、②命令等の案の公示の日（同項 2 号）、③提出意見（提出意見がなかった場合にあつて

は、その旨) (同項3号)、④提出意見を考慮した結果 (意見公募手続を実施した命令等の案と定めた命令等との差異を含む。) 及びその理由 (同項4号) を公示しなければならないとしている。

もっとも、③提出意見について行政手続法43条2項は、命令等制定機関は、同条1項の規定にかかわらず、必要に応じ、当該提出意見に代えて、提出意見を整理又は要約したものを公示することができるとしている。

行政手続法43条2項の趣旨は、提出意見の数が大量に及び、しかもその提出意見の中には同種の内容を持つものが少なくないような場合も想定され、そのような場合にまで、提出意見そのものの公示の義務を厳格に課せば命令等制定機関の事務負担は膨大となり、適正かつ迅速な行政事務の遂行に支障をきたすおそれがあること、重要なのは提出意見の内容それ自体であり、提出意見を要約し、あるいは複数の同一趣旨の提出意見を一つに整理して公示することは、かえって提出意見の考慮の過程を見通しの良いものにし、国民の閲覧の利便性に資することにある。

エ正しい。 行政手続法45条1項、39条1項により、本記述は正しい。

行政手続法45条1項は、同法39条1項並びに43条1項、4項及び5項の規定による公示は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うものとすると規定している。そして、同法39条1項の規定による公示とは、命令等制定機関が命令等を定めようとする場合に、当該命令等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公示するというものである。

行政手続法45条1項の趣旨は、これまでのパブリック・コメント手続においてインターネットの利用が普及していたことを反映することにある。

よって、命令等制定機関が命令等を定めようとする場合であって、当該命令等の案及びこれに関連する資料をあらかじめ公示するときは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことが必要とされている。

以上により、正誤を正しく示す組合せは「**正 誤 正 正**」となり、したがって、正解は肢**3**となる。

■【択一式で確実に得点するための 重要条文チェック】自分の六法でチェックしましょう。

行政手続法

(命令等を定める場合の一般原則)

第38条 命令等を定める機関(閣議の決定により命令等が定められる場合にあつては、当該命令等の立案をする各大臣。以下「【 ① 】」という。)は、命令等を定めるに当たっては、当該命令等がこれを定める根拠となる法令の趣旨に適合するものとなるようにしなければならない。

2 命令等制定機関は、命令等を定めた後においても、当該命令等の規定の実施状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、必要に応じ、当該命令等の内容について検討を加え、その【 ② 】するよう努めなければならない。

(意見公募手続)

第39条 命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案(命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。)及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見(情報を含む。以下同じ。)の提出先及び意見の提出のための期間(以下「【 ③ 】」という。)を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

2 前項の規定により公示する命令等の案は、【 ④ 】かつ【 ⑤ 】な内容のものであって、かつ、当該命令等の題名及び当該命令等を定める根拠となる法令の条項が明示されたものでなければならない。

3 第1項の規定により定める意見提出期間は、同項の公示の日から起算して【 ⑥ 】日以上でなければならない。

4 (略)

解答

①命令等制定機関 ②適正を確保 ③意見提出期間 ④具体的 ⑤明確 ⑥30

問題 4	行政法	行政不服審査法の審理	重要度 A
------	-----	------------	-------

問題 4 行政不服審査法における審理に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- 1 審査請求の審理は、書面によることを原則としているため、審査請求人または参加人の申立てがある場合であったとしても、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えるかは、審理員の裁量にゆだねられる。
- 2 審理員が審査庁から指名された場合において、処分庁が審査庁であるときを除き、審理員は、直ちに審査請求書または審査請求書録取書の写しを処分庁に送付しなければならない。
- 3 審理員は、職権で物件の所持人に対し相当の期間を定めてその物件の提出を求めることができる。
- 4 審理員が必要と認める場合、審理員は、数個の審査請求に係る審理手続を併合することができる。
- 5 審理員が審理員意見書を作成した場合、審理員は、速やかに審理員意見書を事件記録とともに審査庁に提出しなければならない。

※ 問題の重要度のランク付けについて

Aランク…合格するためには必ず得点すべき問題。誤答の際は完璧に復習すべき問題。

Bランク…正解することが望ましい問題（Bのうち半分は正解しないと合格できない問題）

Cランク…やや踏み込んだ知識で、難易度が高く、正解できなくても復習しておけばよい問題

問題 4	行政法	行政不服審査法の審理	正解 1
			関連過去問：28-15

1 誤り。本記述は、審査請求人または参加人の申立てがある場合、審理員は原則として口頭で意見を述べる機会を与えなければならないとすべきところ、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えるかは、審理員の裁量にゆだねられるとしている点で、誤っている。

行政不服審査法 31 条 1 項本文は、「審査請求人又は参加人の申立てがあった場合には、審理員は、当該申立てをした者…に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。」と規定している。

このように、法が審査請求人や参加人に原則として口頭で意見を述べる機会を与える趣旨は、審査請求人や参加人の権利利益の救済を十分に図る点にある。

2 正しい。行政不服審査法 29 条 1 項は、「審理員は、審査庁から指名されたときは、直ちに、審査請求書又は審査請求録取書の写しを処分庁等に送付しなければならない。ただし、処分庁等が審査庁である場合には、この限りでない。」と規定する。

したがって、本記述は正しい。

3 正しい。行政不服審査法 33 条前段は、「審理員は、…職権で、書類その他の物件の所持人に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることができる。」と規定する。

したがって、本記述は正しい。

4 正しい。行政不服審査法 39 条は、「審理員は、必要があると認める場合には、数個の審査請求に係る審理手続を併合し、又は併合された数個の審査請求に係る審理手続を分離することができる。」と規定する。

このように規定する趣旨は、審理を迅速かつ円滑に進行させる点にある。

したがって、本記述は正しい。

5 正しい。行政不服審査法 42 条 2 項は、「審理員は、審理員意見書を作成したときは、速やかに、これを事件記録とともに、審査庁に提出しなければならない。」と規定する。

したがって、本記述は正しい。

問題 5	行政法	抗告訴訟	重要度 B
------	-----	------	-------

問題 5 次の【甲群】に掲げるアからエまでの各事例における原告が行政事件訴訟法上の救済を求めるとした場合、次の【乙群】に掲げるAからEまでの訴訟類型のうち、どれが最も適切か。各事例と最も適切な訴訟類型の組合せを、後記1から5までの中から選びなさい。

【甲 群】

- ア 産業廃棄物処理施設の設置計画を立てた原告は、産業廃棄物処理施設の設置許可の申請をしたが、県知事は、原告の計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していないことを理由に不許可処分をしたという事例
- イ マンションの建設を計画した建築会社は、建築確認の申請をした上で、県知事から適法な建築確認を受けたが、原告が居住している土地建物の近隣で、建築計画を無視した違法な工事を行っているという事例
- ウ 教育長が、入学式、卒業式等において、国旗に向かい起立し国歌を斉唱すること、国歌斉唱はピアノ伴奏等により行うこと、これらを内容とする校長の職務命令を遵守しない場合には服務上の責任を問われることを定めた通達を発した上で、かかる職務命令を遵守しない原告に対して、懲戒処分を行おうとしているという事例
- エ 周辺住民たる原告らが原子炉の設置・稼動により生命身体を侵害されるなど重大な被害を受けるおそれがあるにもかかわらず、内閣総理大臣が原子炉設置許可をしたという事例。なお取消訴訟の出訴期間は徒過しており、取消訴訟は提起できないものとする。

【乙 群】

- A 不作為の違法確認の訴え
- B 行政事件訴訟法第3条第6項第1号に定める義務付けの訴え（非申請型義務付け訴訟）
- C 行政事件訴訟法第3条第6項第2号に定める義務付けの訴え（申請型義務付け訴訟）
- D 差止めの訴え
- E 無効等確認の訴え

- 1 アA イB ウC エD
- 2 アB イC ウD エE
- 3 アC イB ウD エE
- 4 アB イD ウA エE
- 5 アC イB ウA エD

※ 問題の重要度のランク付けについて

- Aランク…合格するためには必ず得点すべき問題。誤答の際は完璧に復習すべき問題。
- Bランク…正解することが望ましい問題（Bのうち半分は正解しないと合格できない問題）
- Cランク…やや踏み込んだ知識で、難易度が高く、正解できなくても復習しておけばよい問題

問題 5	行政法	抗告訴訟	正解 3
			関連過去問：22-16

ア C行政事件訴訟法3条6項2号に定める義務付けの訴え（申請型義務付け訴訟）が最も適切である。

本記述において、県知事が、産業廃棄物処理施設の設置不許可処分をしたため、原告は、産業廃棄物処理施設の設置計画を遂行することができなくなっている。そこで、産業廃棄物処理施設の設置許可を受けて、産業廃棄物処理施設の設置計画を遂行するという原告の目的達成のために最も適切な訴訟類型を考えることになる。

この点、義務付けの訴え（行政事件訴訟法3条6項）は、行政庁によりなされるべき処分がなされない場合において、行政庁に当該処分をすべき旨を命ずることを求める訴訟であるところ、原告としては、産業廃棄物処理施設の設置許可を受けて、産業廃棄物処理施設の設置計画を遂行するという目的を達成すべく、県知事に対して、産業廃棄物処理施設の設置許可処分の義務付け訴訟を提起することが考えられる。

もっとも、その場合、行政事件訴訟法3条6項1号に定める義務付けの訴え（非申請型義務付け訴訟）と行政事件訴訟法3条6項2号に定める義務付けの訴え（申請型義務付け訴訟）のいずれによるべきかが問題となる。

この点、義務付けの訴えは、行政庁によりなされるべき処分がなされない場面での救済手段であるところ、当該処分が申請又は審査請求がされたことを前提としている場合は、行政事件訴訟法3条6項2号に定める義務付けの訴え（申請型義務付け訴訟）によるとされている（行政事件訴訟法3条6項1号かっこ書）。本記述では、産業廃棄物処理施設の設置許可を受けるために、原告は、産業廃棄物処理施設の設置許可の申請を行っていることから、行政事件訴訟法3条6項1号に定める義務付けの訴え（非申請型義務付け訴訟、肢B）は適切でなく、行政事件訴訟法3条6項2号に定める義務付けの訴え（申請型義務付け訴訟）が適切であるといえる。

よって、産業廃棄物処理施設の設置許可を受けて、産業廃棄物処理施設の設置計画を遂行するという原告の目的を達成するためには、行政事件訴訟法3条6項2号に定める義務付けの訴え（申請型義務付け訴訟）を提起すべきである。

これに対して、本記述は、産業廃棄物処理施設の設置許可の申請に対して、既に不許可処分がなされている場面であることから、行政庁によって何らの処分もなされていない場合に提起する不作為の違法確認の訴え（行政事件訴訟法3条5項、肢A）や今にも原告が望まない処分がなされようとしている場合に提起する差止めの訴え（行政事件訴訟法3条7項、肢D）が最も適切であるとはいえない。

したがって、本記述においては、Cの行政事件訴訟法3条6項2号に定める義務付けの訴え（申請型義務付け訴訟）が最も適切である。

なお、本件で原告が提起する産業廃棄物処理施設の設置許可処分の義務付け訴訟は、行政事件訴訟法3条6項2号に定める義務付けの訴え（申請型義務付け訴訟）であるから、原告は、同義務付け訴訟と産業廃棄物処理施設設置不許可処分の取消訴訟を併合提起すべきこととなる（行政事件訴訟法37条の3第3項2号）。

イ B行政事件訴訟法3条6項1号に定める義務付けの訴え（非申請型義務付け訴訟）が最も適切である。

本記述において、建築計画を無視した違法な工事が継続されてマンションが建設されてしまうと、その倒壊のおそれにより、近隣住民である原告らの生命・財産に対して重大な危険が生じかねないことになる。そこで、建築業者による違法な工事が継続されないようにするという原告の目的達成のために最も適切な救済手段を考えることになる。

この点、義務付けの訴え（行政事件訴訟法3条6項）は、行政庁によりなされるべき処分がなされない場合において、行政庁に当該処分をすべき旨を命ずることを求める訴訟であるところ、原告としては、建築業者による違法な工事が継続されないようにするという目的を達成すべく、県知事に対して、違法な工事がされていることを理由に、建築基準法9条1項に基づいて工事中止命令を発するよう求めることが考えられる。

もっとも、その場合、行政事件訴訟法3条6項1号に定める義務付けの訴え（非申請型義務付け訴訟）と行政事件訴訟法3条6項2号に定める義務付けの訴え（申請型義務付け訴訟）のいずれによるべきかが問題となる。

この点、行政事件訴訟法3条6項2号に定める義務付けの訴え（申請型義務付け訴訟）を提起するには、法令に基づく申請又は審査請求をしていることが訴訟要件となっている（行政事件訴訟法37条の3第2項）が、行政事件訴訟法3条6項1号に定める義務付けの訴え（非申請型義務付け訴訟）は、法令に基づく申請又は審査請求をしていることを訴訟要件としていないところ、本記述の工事中止命令は、法令に基づく申請又は審査請求を前提としない処分である。 そうだとすれば、行政事件訴訟法3条6項2号に定める義務付けの訴え（申請型義務付け訴訟、肢C）は適切でなく、行政事件訴訟法3条6項1号に定める義務付けの訴え（非申請型義務付け訴訟）が適切であるといえる。

よって、建築業者による違法な工事が継続されないようにするという原告の目的を達成するためには、行政事件訴訟法3条6項1号に定める義務付けの訴え（非申請型義務付け訴訟）を提起すべきである。

これに対して、原告は、建築確認の申請をした者ではなく（行政事件訴訟法37条）、建築確認を得ることに対して実益を有するわけではないから、不作為の違法確認の訴え（行政事件訴訟法3条5項、肢A）が最も適切であるとはいえない。

また、本記述は、建築会社による建築確認の申請に対して、既に建築確認という処分がなされている場面である。そうだとすれば、今にも原告が望まない処分がなされようとしている場合に提起する差止めの訴え（行政事件訴訟法3条7項、肢D）も最も適切であるとはいえない。

したがって、本記述においては、Bの行政事件訴訟法3条6項1号に定める義務付けの訴え（非申請型義務付け訴訟）が最も適切である。

ウ D差止めの訴えが最も適切ある。

本記述において、原告が、懲戒処分がなされることを恐れて、入学式、卒業式等の式典において、国旗に向かって起立し、国歌を斉唱すること、国歌斉唱の際にピアノ伴奏をすることを強制されることは、原告の思想・良心の自由、信教の自由、表現の自由、教育の自由等を侵害するおそれがある。そこで、原告が、自己の信念にしたがって入学式、卒業式等の式典において、国旗に向かって起立し、国歌を斉唱すること、国歌斉唱の際にピアノ伴奏をすることを拒否しても、懲戒処分という不利益を被らずに済むという目的達成のために最も適切な救済手段を考えることになる。

この点、差止めの訴え（行政事件訴訟法3条7項）は、侵害を未然に予防するために、行政

庁に対し一定の処分をしてはならないことを命じる判決を求めて提起する訴訟であるところ、本記述における原告は、懲戒処分の差止めの訴えを提起し、事前に懲戒処分の差止めを命じさせることによって、原告が、自己の信念に従って入学式、卒業式等の式典において、国旗に向かって起立し、国歌を斉唱すること、国歌斉唱の際にピアノ伴奏をすることを拒否しても、懲戒処分という不利益を被らずに済むという目的を達成することができる。

よって、自己の信念に従って入学式、卒業式等の式典において、国旗に向かって起立し、国歌を斉唱すること、国歌斉唱の際にピアノ伴奏をすることを拒否しても、懲戒処分という不利益を被らずに済むという原告の目的を達成するためには、差止めの訴えを提起すべきである。

これに対して、不作為の違法確認の訴え（行政事件訴訟法3条5項）とは、国民が法の定めるところに従い、許認可などを申請したのに、行政庁が不相当に長期にわたって諾否の決定をせず申請を放置している場合に、その不作為状態の違法を確認し事務処理の促進をはかることを目的とする訴訟であるところ、本記述における原告は、何らかの処分を求めて申請をした者には当たらないため、不作為の違法確認の訴えが最も適切であるとはいえない。

また、行政事件訴訟法3条6項1号に定める義務付けの訴え（非申請型義務付け訴訟）と行政事件訴訟法3条6項2号に定める義務付けの訴え（申請型義務付け訴訟）は、何らかの作為処分を求める訴えであるところ、本記述においては、そもそも義務付けを求める処分が存在しない。そうだとすれば、行政事件訴訟法3条6項1号に定める義務付けの訴え（非申請型義務付け訴訟、肢B）と行政事件訴訟法3条6項2号に定める義務付けの訴え（申請型義務付け訴訟、肢C）が最も適切であるとはいえない。

したがって、本記述においては、Dの差止めの訴えが最も適切である。

エ E 行政事件訴訟法3条4項に定める無効等確認の訴えが最も適切である。

本記述において、周辺住民たる原告らが原子炉の設置・稼動により生命身体を侵害されるなど重大な被害を受けるおそれがあるにもかかわらず、内閣総理大臣が原子炉設置許可をした事例において、取消訴訟の出訴期間が徒過している場合に最も適切な訴訟類型を考えることになる。

この点、無効等確認の訴えとは、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無の確認を求める訴訟をいう（行政事件訴訟法3条4項）。そして無効確認訴訟は行政処分の無効を確認する訴訟類型であり、行政訴訟につき、取消訴訟における出訴機関あるいは不服申立前置の制約を外された救済手続とみることができる。この意味で、無効確認訴訟は、時機に後れた取消訴訟といわれる。

そこで、原告としては、取消訴訟の出訴期間が徒過している以上、内閣総理大臣の原子炉設置許可の効力を否定するため、無効等確認の訴えを提起することが考えられる。

これに対して、本記述は、既に内閣総理大臣が原子炉設置許可をしている場面であることから、行政庁によって何らの処分もなされていない場合に提起する不作為の違法確認の訴え（行政事件訴訟法3条5項、肢A）や今にも原告が望まない処分がなされようとしている場合に提起する差止めの訴え（行政事件訴訟法3条7項、肢D）が最も適切であるとはいえない。

また、行政事件訴訟法3条6項1号に定める義務付けの訴え（非申請型義務付け訴訟）と行政事件訴訟法3条6項2号に定める義務付けの訴え（申請型義務付け訴訟）は、何らかの作為処分を求める訴えであるところ、本記述においては、そもそも義務付けを求める処分が存

在しない。そうだとすれば、行政事件訴訟法3条6項1号に定める義務付けの訴え（非申請型義務付け訴訟、肢B）と行政事件訴訟法3条6項2号に定める義務付けの訴え（申請型義務付け訴訟、肢C）が最も適切であるとはいえない。

したがって、本記述においては、Eの行政事件訴訟法3条4項に定める無効確認訴訟が最も適切である。

以上により、最も適切な訴訟類型の組合せは「アC イB ウD エE」であり、したがって、正解は肢3となる。

問題 6	行政法	訴えの利益	重要度 A
------	-----	-------	-------

問題 6 訴えの利益に関する次の記述のうち、判例に照らし、妥当でないものはどれか。

- 1 森林法に基づく保安林指定解除処分の取消しを求める場合、立木竹の伐採に伴う理水機能の低下の影響による洪水や渇水の危険が、それを防止するための代替施設の設置によって解消され、その防止上からは当該保安林の存続の必要性がなくなると認められるときは、訴えの利益が失われる。
- 2 土地改良法に基づく換地処分が照応の原則に違反することを主張してこれを争う場合、換地処分が照応の原則に違反し無効であれば、原告は依然として従前地の所有権を失っていない筋合いになるので、原告は、その所有者として、当該土地について換地による現在の所有者とされている者を相手方として、当該土地所有権の確認、所有権に基づく明渡し等の訴えを提起することができ、これによってその目的を達することができるから、換地処分の無効確認訴訟を提起することはできない。
- 3 行政処分が違法であることを理由として国家賠償の請求をするについては、あらかじめ当該行政処分につき取消し又は無効確認の判決を得る必要はないから、自作農創設特別措置法に基づく買収計画により損害を被った者は、当該買収計画が職権により取り消された場合であっても、その取消し又は無効を確認する訴えの利益を有しない。
- 4 道路交通法に基づく運転免許証の更新処分において、「優良運転者」である旨の記載のない免許証を交付されたことが違法であるとして、免許証の更新処分のうち一般運転者とする部分の取消しを求めようとする場合、客観的に優良運転者の要件を満たす者であれば優良運転者である旨の記載のある免許証を交付して行う更新処分を受ける法律上の地位を有するので、この法律上の地位を否定されたことを理由として、これを回復するため、上記取消しを求める訴えの利益が認められる。
- 5 日本における協定永住資格を取得して在留する外国人が、再入国許可申請に対する不許可処分を受けたにもかかわらず、再入国の許可を受けないまま日本から出国した場合には、その者の今までの在留資格のまま再入国することを認める余地はないから、当該外国人には、当該不許可処分の取消しを求める訴えの利益は認められない。

※ 問題の重要度のランク付けについて

A ランク…合格するためには必ず得点すべき問題。誤答の際は完璧に復習すべき問題。

B ランク…正解することが望ましい問題（Bのうち半分は正解しないと合格できない問題）

C ランク…やや踏み込んだ知識で、難易度が高く、正解できなくても復習しておけばよい問題

問題 6	行政法	訴えの利益	正解 2
			関連過去問：28-17

1 妥当である。

判例（最判昭57.9.9）は、水源かん養のために指定されていた保安林（以下「本件保安林」という。）の指定が解除されたため、付近住民が当該解除処分の取消しを求めたという事案において、「いわゆる代替施設の設置によつて右の洪水や渇水の危険が解消され、その防止上からは本件保安林の存続の必要性がなくなつたと認められるに至つたときは、もはや…上告人ら〔注：原告ら。以下同じ。〕において右指定解除処分の取消しを求める訴えの利益は失われるに至つたものといわざるをえない」としている。

その理由として、判例は、「上告人らの原告適格の基礎は、本件保安林指定解除処分に基つて立木竹の伐採に伴う理水機能の低下の影響を直接受ける点において右保安林の存在による洪水や渇水の防止上の利益を侵害されているところにある」ということを挙げている。

したがって、本記述は妥当である。

2 妥当でない。

判例（最判昭62.4.17）は、土地改良事業の施行に伴い、その施行に係る地域内にある原告の所有地について土地改良法（以下「法」という。）54条に基づいて換地処分がなされたところ、原告が当該換地処分はいわゆる照応の原則（法53条1項2号参照）に違反し無効であるなどと主張して当該換地処分の無効確認を求めたという事案において、「土地改良事業の施行に伴い土地改良区から換地処分を受けた者が、右換地処分は照応の原則に違反し無効であると主張してこれを争おうとするときは、行政事件訴訟法36条により右換地処分の無効確認を求める訴えを提起することができる」としている。

その理由として、判例は、「法54条に基づく換地処分は、土地改良事業の性質上必要があるときに当該土地改良事業の施行に係る地域につき換地計画を定めて行われるものであり、右施行地域内の土地所有者等多数の権利者に対して行われる換地処分は通常相互に連鎖し関連し合つているとみられるのであるから、このような換地処分の効力をめぐる紛争を私人間の法律関係に関する個別の訴えによつて解決しなければならないとするのは右処分の性質に照らして必ずしも適当とはいひ難く、また、換地処分を受けた者が照応の原則に違反することを主張してこれを争う場合には、自己に対してより有利な換地が交付されるべきことを主張していることにはほかならないのであつて、換地処分がされる前の従前の土地に関する所有権等の権利の保全確保を目的とするものではないのであるから、このような紛争の実態にかんがみると、当該換地処分の無効を前提とする従前の土地の所有権確認訴訟等の現在の法律関係に関する訴えは右紛争を解決するための争訟形態として適切なものとはいはず、むしろ当該換地処分の無効確認を求める訴えのほうがより直截的で適切な争訟形態というべきであり、結局、右のような場合には、当該換地処分の無効を前提とする現在の法律関係に関する訴えによつてはその目的を達することができないものとして、行政事件訴訟法36条所定の無効確認の訴えの原告適格を肯認すべき場合に当たる」ということを挙げている。

したがって、本記述は妥当でない。

3 妥当である。

判例（最判昭36. 4. 21）は、原告の所有する宅地について、自作農創設特別措置法に基づく買収計画（以下「本件買収計画」という。）が樹立、公告されたので、原告が本件買収計画の無効確認を求めたが、本件買収計画は後に取り消され、その旨公告されたという事案において、訴えの利益を否定している。

その理由として、判例は、「行政処分が違法であることを理由として国家賠償の請求をするについては、あらかじめ右行政処分につき取消又は無効確認の判決を得なければならないものではないから、本訴が被上告人委員会〔注：被告であるY町農業委員会〕の不法行為による国家賠償を求める目的に出たものであるということだけでは、本件買収計画の取消後においても、なおその無効確認を求めるにつき法律上の利益を有するという理由とするに足りない。」ということを挙げている。

したがって、本記述は妥当である。

4 妥当である。

判例（最判平21. 2. 27）は、道路交通法に基づく運転免許証の更新処分において、「優良運転者」である旨の記載のない免許証を交付されたため、免許証の更新処分のうち一般運転者とする部分の取消しを求めたという事案において、「客観的に優良運転者の要件を満たす者であれば優良運転者である旨の記載のある免許証を交付して行う更新処分を受ける法律上の地位を有することが肯定される以上、一般運転者として扱われ上記記載のない免許証を交付されて免許証の更新処分を受けた者は、上記の法律上の地位を否定されたことを理由として、これを回復するため、同更新処分の取消しを求める訴えの利益を有する」としている。

その理由として、判例は、「道路交通法は、優良運転者の実績を賞揚し、優良な運転へと免許証保有者を誘導して交通事故の防止を図る目的で、優良運転者であることを免許証に記載して公に明らかにすることとともに、優良運転者に対し更新手続上の優遇措置を講じているのである。このことに、優良運転者の制度の…沿革等を併せて考慮すれば、同法は、客観的に優良運転者の要件を満たす者に対しては優良運転者である旨の記載のある免許証を交付して更新処分を行うということを、単なる事実上の措置にとどめず、その者の法律上の地位として保障するとの立法政策を、交通事故の防止を図るという制度の目的を全うするため、特に採用した」ということを挙げている。

したがって、本記述は妥当である。

5 妥当である。

判例（最判平10. 4. 10）は、再入国許可申請に対する不許可処分を受けた日本に在留する外国人が、再入国の許可を受けないまま日本から出国し、当該不許可処分の取消しを求めたという事案において、「再入国の許可申請に対する不許可処分を受けた者が再入国の許可を受けないまま本邦から出国した場合には、右不許可処分の取消しを求める訴えの利益は失われるものと解するのが相当である。」としている。

その理由として、判例は、「本邦に在留する外国人が再入国の許可を受けないまま本邦から出国した場合には、同人がそれまで有していた在留資格は消滅するところ、出入国管理及び難民認定法26条1項に基づく再入国の許可は、本邦に在留する外国人に対し、新たな在留

資格を付与するものではなく、同人が有していた在留資格を出国にもかかわらず存続させ、右在留資格のままで本邦に再び入国することを認める処分であると解される。そうすると、再入国の許可申請に対する不許可処分を受けた者が再入国の許可を受けないまま本邦から出国した場合には、同人がそれまで有していた在留資格が消滅することにより、右不許可処分が取り消されても、同人に対して右在留資格のままで再入国することを認める余地はなくなる」ということを挙げている。

したがって、本記述は妥当である。

- 本問に関連し、別冊・辰巳重要論点ポイントノートの【訴えの利益】のまとめ参照。

問題 7	行政法	国家賠償法 2 条	重要度 A
------	-----	-----------	-------

問題 7 国家賠償法第 2 条に関する次の記述のうち、法令及び最高裁判所の判例に照らし、誤っているものはどれか。

- 1 国家賠償法第 1 条第 1 項が公務員の過失を要求しているのと異なり、国家賠償法第 2 条第 1 項に基づく賠償責任については、過失の存在を必要としない。
- 2 国家賠償法第 2 条第 1 項の「営造物の設置又は管理に瑕疵」があるとは、営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、当該安全性を欠くか否かの判断は、当該営造物の構造、本来の用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して、具体的、個別的に判断すべきである。そして、通常有すべき安全性の有無は、本来の用法に従った使用を前提とした上で、何らかの危険発生の可能性があるか否かによって決せられるべきであるから、設置管理者が予測し得ない極めて異常な使用方法で生じた事故であった場合には、設置管理者の損害賠償責任が否定され得る。
- 3 未改修河川の管理についての瑕疵の有無は、河川管理の諸制約の下で、同種・同規模の河川の管理の一般的水準及び社会通念に照らして是認し得る安全性を備えていると認められるかどうかを基準として判断すべきである。
- 4 改修済河川について、水害発生当時においてその発生の危険を通常予測することができたときには、その危険が改修、整備がされた段階においては予測することができなかったものであったとしても、直ちに河川管理の瑕疵があるといえる。
- 5 道路が通行の安全性の確保において欠けた場合、未改修河川の管理の場合と異なり、道路の管理者において災害などの防止施設の設置のための予算措置に困却するからといって、そのことにより直ちに道路の管理の瑕疵によって生じた損害の賠償責任を免れ得るものではない。

※ 問題の重要度のランク付けについて

A ランク…合格するためには必ず得点すべき問題。誤答の際は完璧に復習すべき問題。

B ランク…正解することが望ましい問題（Bのうち半分は正解しないと合格できない問題）

C ランク…やや踏み込んだ知識で、難易度が高く、正解できなくても復習しておけばよい問題

問題 7	行政法	国家賠償法 2 条	正解 4
			関連過去問：27-19

1 正しい。国家賠償法 1 条 1 項。国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

国家賠償法 1 条 1 項が過失を要件とした趣旨は、故意・過失を要件とする民事不法行為責任とのバランスや、故意・過失要件を採らなかった場合の国・公共団体の財政上の負担の増大を考慮した点にある。

よって、本記述前段は正しい。

本記述後段につき、判例（最判昭 4 5. 8. 20）は、「国家賠償法 2 条 1 項…に基づく国および公共団体の賠償責任については、その過失の存在を必要としない」としている。

判例の結論に賛成する学説は、その理由として、施設の管理者はその安全性を担保する高度の安全義務を負い、施設から生ずる危険についてはその責任を負担すべきである（危険責任）ということを挙げている。

よって、本記述後段は正しい。

したがって、本記述は正しい。

2 正しい。まず、本記述第 1 文につき、5 歳 10 か月の幼児が、中学校校庭内のテニスコートの審判台に昇り、その座席部分の背当てを構成している左右の鉄パイプを両手で握って降りようとしたため、審判台が転倒し、その下敷きになって死亡したという事案において、判例（最判平 5. 3. 30）は、「国家賠償法 2 条 1 項にいう『公の営造物の設置又は管理に瑕疵』があるとは、公の営造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいい、右の安全性を欠くか否かの判断は、当該営造物の構造、本来の用法、場所的環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮して具体的、個別的に判断すべきである」としている。

よって、本記述 1 文は正しい。

次に、本記述第 2 文につき、判例（最判平 5. 3. 30）は、「審判台の通常有すべき安全性の有無は、この本来の用法に従った使用を前提とした上で、何らかの危険発生の可能性があるか否かによって決せられるべきものといわなければならない。」とした上で、「本件事故時の（幼児）の行動は、…極めて異常なもので、本件審判台の本来の用法と異なることはもちろん、設置管理者の通常予測し得ないものであったといわなければならない。そして、このような使用をすれば、本来その安全性に欠けるところのない設備であっても、何らかの危険を生ずることは避け難いところである。…これを要するに、本件事故は、…本件審判台の安全性の欠如に起因するものではなく、かえって、前記に見るような（幼児）の異常な行動に原因があったものといわなければならない。このような場合にまで、上告人〔注：設置管理者〕が被告上告人〔注：幼児の保護者〕らに対して国家賠償法 2 条 1 項所定の責任を負ういわれはないというべき」としている。

その理由として、判例は、「幼児が異常な行動に出ることのないようにしつけるの

は、保護者の側の義務であり、このような通常予測し得ない異常な行動の結果生じた事故につき、保護者から設置管理者に対して責任を問うというのは、もとより相当でない。」こと、及び「公立学校の校庭が開放されて一般の利用に供されている場合、幼児を含む一般市民の校庭内における安全につき、校庭内の設備等の設置管理者に全面的に責任があるとするのは当を得ないことであり、幼児がいかなる行動に出ても不測の結果が生じないようにせよというのは、設置管理者に不能を強いるものといわなければならない、これを余りに強調するとすれば、かえって校庭は一般市民に対して全く閉ざされ、都会地においては幼児は危険な路上で遊ぶことを余儀なくされる結果ともなろう。」ということを挙げている。

よって、本記述第2文は正しい。

したがって、本記述は正しい。

3 正しい。大東水害訴訟において、判例（最判昭59. 1. 26）は、「過去に発生した水害の規模、発生の頻度、発生原因、被害の性質、降雨状況、流域の地形その他の自然的条件、土地の利用状況その他の社会的条件、改修を要する緊急性の有無及びその程度等諸般の事情を総合的に考慮し」、財政的制約、技術的制約、社会的制約の下での「同種・同規模の河川の管理の一般水準及び社会通念に照らして是認しうる安全性を備えていると認められるかどうかを基準として判断す」べきとしている。

その理由として、判例は、「河川は、本来自然発生的な公共用物であつて、管理者による公用開始のための特別の行為を要することなく自然の状態において公共の用に供される物であるから、通常は当初から人工的に安全性を備えた物として設置され管理者の公用開始行為によつて公共の用に供される道路その他の営造物とは性質を異にし、もともと洪水等の自然的原因による災害をもたらす危険性を内包している」ため、「河川の管理は、道路の管理等とは異なり、本来的にかかる災害発生の危険性をはらむ河川を対象として開始されるのが通常であつて、河川の通常備えるべき安全性の確保は、管理開始後において、予想される洪水等による災害に対処すべく…治水事業を行うことによつて達成されていくことが当初から予定されて」おり、この治水事業の実施には、財政的制約、技術的制約、社会的制約があるほか、河川管理には道路の一時閉鎖等のような簡易な危険回避の手段を採ることもできないということを挙げている。

したがって、本記述は正しい。

4 誤り。本記述は、直ちに河川管理の瑕疵があるといえるとしている点で、誤っている。判例（最判平2. 12. 13）は、「水害発生当時においてその発生の危険を通常予測することができたとしても、右危険が改修、整備がされた段階においては予測することができなかつたものであつて、当該改修、整備の後に生じた河川及び流域の環境の変化、河川工学の知見の拡大又は防災技術の向上等によつてその予測が可能となつたものである場合には、直ちに、河川管理の瑕疵があるとすることはできない。」としている。

その理由として、判例は、「河川の管理についての瑕疵の有無は、過去に発生した水害の規模、発生の頻度、発生原因、被害の性質、降雨状況、流域の地形その他の

自然的条件、土地の利用状況その他の社会的条件、改修を要する緊急性の有無及びその程度等諸般の事情を総合的に考慮し、河川管理における財政的、技術的及び社会的諸制約のもとでの同種・同規模の河川の管理の一般的水準及び社会通念に照らして是認し得る安全性を備えていると認められるかどうかを基準として判断すべき」とした大東水害訴訟（最判昭59. 1. 26）等を引用した上で、かかる「判断基準の示す河川管理に関する諸制約が存在し、右措置を講ずるためには相応の期間を必要とするのであるから、右判断基準が示している諸事情及び諸制約を当該事案に即して考慮した上、右危険の予測が可能となった時点から当該水害発生時まで、予測し得た危険に対する対策を講じなかったことが河川管理の瑕疵に該当するかどうかを判断すべきものであると考えられる」ということを挙げている。

- 5 正しい。高知落石事件において、判例（最判昭45. 8. 20）は、「道路における防護柵を設置するとした場合、その費用の額が相当の多額にのぼり…その予算措置に困却するであろうことは推察できるが、それにより直ちに道路の管理の瑕疵によつて生じた損害に対する賠償責任を免れうるものと考えすることはできない」としている。また、大東水害訴訟において、判例（最判昭59. 1. 26）は、「道路の管理者において災害等の防止施設の設置のための予算措置に困却するからといってそのことにより直ちに道路の管理の瑕疵によつて生じた損害の賠償責任を免れうるものと解すべきでないとする」ことが、「河川管理の瑕疵については当然には妥当しないものというべきである。」としている。

その理由として、判例は、道路その他の営造物の管理の場合、当初から通常予測される災害に対応する安全性を備えたものとして設置され公用開始されるのに対し、「河川は、本来自然発生的な公共用物であつて、管理者による公用開始のための特別の行為を要することなく自然の状態において公共の用に供される物であるから、通常は当初から人工的に安全性を備えた物として設置され管理者の公用開始行為によつて公共の用に供される道路その他の営造物とは性質を異にし、もともと洪水等の自然的原因による災害をもたらす危険性を内包している」ということを挙げている。

したがって、本記述は正しい。

●本問に関連し、別冊・辰巳重要論点ポイントノートの【国家賠償法2条】のまとめ参照。

問題 8	行政法	条 例	重要度 A
------	-----	-----	-------

問題 8 条例に関する次のアからオの記述のうち、誤っているものはいくつあるか。

- ア 条例の制定又は改廃の議決がなされ、その日から 3 日以内に普通地方公共団体の議会の議長がこれを当該普通地方公共団体の長に送付した場合、当該普通地方公共団体の長は、再議その他の措置を講じたときを除き、その日から 20 日以内にこれを公布しなければならない。
- イ 普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、過料を科す旨の規定を設けることができるものの、刑罰を科する旨の規定を設けることはできない。
- ウ 選挙権を有する者からの一定の者の連署による条例の制定の請求がなされた場合、請求を受理した長は、これを議会に付議しなければならない。
- エ 条例の制定は、議会に固有の権限であるから、条例案を議会に提出できるのは議会の議員のみであり、長による提出は認められていない。
- オ 地方公共団体の条例制定権限は、法定受託事務に関する事項について及ばず、自治事務に関する事項に限定される。

- 1 一つ
- 2 二つ
- 3 三つ
- 4 四つ
- 5 五つ

※ 問題の重要度のランク付けについて

- A ランク…合格するためには必ず得点すべき問題。誤答の際は完璧に復習すべき問題。
 B ランク…正解することが望ましい問題（Bのうち半分は正解しないと合格できない問題）
 C ランク…やや踏み込んだ知識で、難易度が高く、正解できなくても復習しておけばよい問題

問題 8	行政法	条 例	正解 2
			関連過去問：27-23

ア正しい。地方自治法16条2項本文は、普通地方公共団体の長は、16条1項の規定（普通地方公共団体の議会の議長は、条例の制定又は改廃の議決があったときは、その日から3日以内にこれを当該普通地方公共団体の長に送付しなければならない）により条例の送付を受けた場合は、その日から20日以内にこれを公布しなければならないものとしている。

もっとも、同項ただし書は「再議その他の措置を講じた場合は、この限りでない」と規定しており、地方公共団体の長が、同法176条1項ないし4項の再議や同条5項の審査の申立て、同条7項の裁判所への出訴等の措置を講ずるときは、20日以内の公布義務を負わない。

したがって、本記述は正しい。

イ正しい。普通地方公共団体の長が規則に違反した者に対し、刑罰を科す旨の規定を設けることができるとする規定は、地方自治法に存在しない。

なお、地方自治法15条2項は、「普通地方公共団体の長は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、普通地方公共団体の規則中に、規則に違反した者に対し、5万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる」と規定している。この過料は、行政上の義務の不履行に対する制裁として科される金銭罰で、行政上の秩序罰であり、刑罰ではない。

したがって、本記述は正しい。

ウ正しい。地方自治法74条3項は、普通地方公共団体の長は、選挙権を有する者からの一定の者の連署による条例の制定又は改廃の請求を受理した日から20日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない旨規定している。

本条は、条例の制定又は改廃に関する直接請求の手続の基本を定めたものである。

したがって、本記述は正しい。

エ誤り。本記述は、条例の制定は、議会に固有の権限であるから、条例案を議会に提出できるのは議会の議員のみであり、長による提出は認められていないとしている点で、誤っている。

地方自治法149条1号は、普通地方公共団体の長は、普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出する事務を担当する旨規定しており、「普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件」の中には、「条例を設け又は改廃すること」（同法96条1項1号）が含まれるから、長には、条例案の提出権が認められることになる。

オ誤り。本記述は、法定受託事務に関する事項について及ばず、自治事務に関する事項に限定されるとしている点で、誤っている。

地方自治法14条1項は、普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて2条2項の事務に関し、条例を制定することができるものとしている。そして、地方自治法2条2項は、「普通地方公共団体は、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものを処理する」と規定しているところ、「地域における事務」には、自治事務のみならず、法定受託事務も含まれる。

以上により、誤っている記述はエとオの二つであり、したがって、正解は肢2となる。

●本問に関連し、別冊・辰巳重要論点ポイントノートの【条例】のまとめ参照。

■【択一式で確実に得点するための 重要条文チェック】自分の六法でチェックしましょう。

憲法

第92条 地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、【 ① 】に基いて、法律でこれを定める。

第94条 【 ② 】は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し、【 ③ 】の範囲内で【 ④ 】を制定することができる。

解答

①地方自治の本旨 ②地方公共団体 ③法律 ④条例

行政法☆実力診断テスト

◆【記述式への連携】

1 () 内を、法律用語で正しく埋めて下さい。

- (1) 法律による行政の原理とは、行政権の(①)が国会の制定する法律の下で行われることを要請する原理をいう。
- (2) 法律の法規創造力の原則とは、法規の定立は、(②)に属するものであり、行政機関は(③)がない限り法規を創造することはできないという原則をいう。
- (3) 法律の優位の原則とは、およそ行政活動は法律に(④)して行われてはならないという原則をいう。

2 次の法律用語を漢字で正しく書けますか(記述式で減点されないために)

- ⑤ じちじむ
- ⑥ ほうていじゅたくじむ
- ⑦ じゅうみんそしょう

解答

- 1 ①行使 ②国会の専権 ③法律の授権 ④違反
- 2 ⑤自治事務 ⑥法定受託事務 ⑦住民訴訟

問題 9	行政法	行政組織法	重要度 A
------	-----	-------	-------

問題 9 行政組織法に関する次の記述のうち、正しいものの組合せはどれか。

- ア 補助機関とは、行政庁の意思形成、判断決定や表示行為を直接又は間接に補助する権限を有することとどまる行政機関をいうところ、行政庁を補佐する内部部局の職員はここにいう補助機関として位置づけることができる。
- イ 各大臣は、内閣総理大臣に案件を提出して閣議を求めることができる。
- ウ 委員会及び庁は、省の外局として位置付けられるのではなく、内閣の直接の統轄の下に置かれる。
- エ 行政庁とは、行政主体のために意思を決定し、それを外部に表示する権限を持つ行政機関であるところ、行政庁は独任制の機関であって、合議制の行政庁は存在しない。
- オ 日本国憲法の下では、行政権は内閣に属し、会計検査院を含め全ての行政機関は、内閣の管轄下にある。

- 1 ア・イ
- 2 ア・ウ
- 3 イ・エ
- 4 ウ・オ
- 5 エ・オ

※ 問題の重要度のランク付けについて

- A ランク…合格するためには必ず得点すべき問題。誤答の際は完璧に復習すべき問題。
- B ランク…正解することが望ましい問題（Bのうち半分は正解しないと合格できない問題）
- C ランク…やや踏み込んだ知識で、難易度が高く、正解できなくても復習しておけばよい問題

問題 9	行政法	行政組織法	正解 1
			関連過去問：なし

ア正しい。補助機関とは、行政庁の意思形成、判断決定や表示行為を直接又は間接に補助する権限を有することとどまる行政機関である。そして、行政庁を補佐する内部部局の職員は補助機関として位置づけられ、事務次官、副知事から一般の係員に至るまで、行政機関の大半は補助機関に該当する。

したがって、本記述は正しい。

イ正しい。内閣法4条3項。各大臣は、案件の如何を問わず、内閣総理大臣に提出して、閣議を求めることができる。

これは、各国务大臣の内閣の一員（閣僚）としての、当然の権限として認められているものである。

したがって、本記述は正しい。

ウ誤り。本記述は、内閣の直接の統轄の下に置かれるとしている点で、誤っている。

国家行政組織法3条3項。省は、内閣の統轄の下に行政事務をつかさどる機関として置かれるものとし、委員会及び庁は、省に、その外局として置かれるものとする。すなわち、委員会及び庁は省のように内閣の直接の統轄の下に置かれるのではなく、省の外局として位置付けられている。委員会・庁が省の外局として置かれるのは、本省の所掌事務の中に、その事務内容にかんがみ、本省の主任の大臣とは別の責任者を設け、事務処理にある程度の独立性を持った事務処理を行わせるような単位組織を設けた方が合理的であると考えられる場合があるからである。

エ誤り。本記述は、後段において、行政庁は独任制の機関であって、合議制の行政庁は存在しないとされている点で、誤っている。

行政庁とは、行政主体のために意思を決定し、それを外部に表示する権限を持つ行政機関である。行政庁は、行政主体の法律行為をなし、法律関係の形成、変動を行う重要な行政機関といえる。

よって、本記述前段は正しい。

そして、行政庁は、各省大臣、知事、市町村長などの独任制の機関が原則である。これらの機関が独任制とされる趣旨は、行政の機敏性を確保して行政需要に迅速に対応することができる体制を整えるとともに、行政責任の所在を明確にする点にある。

もっとも、合議制の行政庁が設置されることがある。公正取引委員会などのいわゆる行政委員会がこれに当たる。

合議制の行政庁が設置される趣旨は、政治的に中立公正な行政を営む必要のある領域や、専門技術的な知見に基づく判断を必要とする行政分野において、内閣や政党などの政治的影響や官僚機構の支配から独立して行政を公正かつ慎重に進めることを可能にする点にある。

よって、本記述後段は誤っている。

才誤り。本記述は、会計検査院を含めすべての行政機関は、内閣の管轄下にあるとしている点で、誤っている。

憲法65条、90条、会計検査院法1条。日本国憲法の下では、行政権は内閣に属する（憲法65条）。そして、憲法上、独立の行政機関としての地位を有する会計検査院（憲法90条、会計検査院法1条）を除くすべての行政機関は、内閣の管轄下にある。

以上により、正しい記述はアとイであり、したがって、正解は肢1となる。

行政法☆実力診断テスト

◆【記述式への連携】

1 () 内を、法律用語で正しく埋めて下さい。

(1) 規制行政とは、市民の権利・自由に対して(①)を加える形態の行政活動をいう。

(2) 給付行政とは、市民の福祉を積極的に向上・増進させるために市民に諸種の(②)を提供する行政活動をいう。

2 次の法律用語を漢字で正しく書けますか(記述式で減点されないために)

③ せんけつしよぶん

④ けんげんのいこん

⑤ ぎょうせいちょう

⑥ しもんきかん

⑦ しっこうきかん

⑧ ほじよきかん

解答

1 ①制約 ②便益

2 ③専決処分 ④権限の委任 ⑤行政庁 ⑥諮問機関 ⑦執行機関 ⑧補助機関

問題 10	行政法	総合問題	重要度 C
-------	-----	------	-------

問題 10 A 県の α 駅と β 駅間は、商店が立ち並ぶ区間であるものの、連続立体交差となっていないため、同区間では踏切の遮断により交通渋滞が多発してしまっている。そこで、A 県は、踏切廃止による渋滞の解消を目的として都市計画法*第 11 条第 1 項第 1 号に基づき同区間を連続立体交差とする都市計画決定（以下「本件計画決定」という。）をし、同法第 60 条第 1 項に基づき都市計画事業の認可（以下「本件事業認可」という。）の申請をした。Y 大臣は、同法第 59 条第 2 項に基づき、A 県に対し本件事業認可をし、これを告示した。X は、都市計画事業がなされる場所（以下「本件事業地」という。）で飲食店を営む者である。X は、立体交差の実現を阻止すべく、訴訟の提起を検討している。この場合についての次の記述のうち、妥当なものはどれか。

- 1 A 県が、Y 大臣に対し本件事業認可の申請をしたものの、Y 大臣が申請にかかる本件事業認可を拒否する処分をするとき、Y 大臣は、A 県に対し処分と同時に理由を示す必要はない。
- 2 Y 大臣が、本件事業認可をしようとしているとき、X は、民事保全法に基づき本件事業認可の差止めを求める仮処分を申し立てることができる。
- 3 本件計画決定は、抗告訴訟の対象となる「処分」にあたるため、X は、本件計画決定の取り消しを求める取消訴訟を提起することができる。
- 4 仮に、X が、本件事業地の周辺地域に居住するものの、同事業の事業地内の不動産につき権利を有しない者であるとき、X に原告適格が認められる余地はない。
- 5 X が、土地収用に関する収用委員会の裁決について、損失補償額を争うためには、X は、施工者である A 県を被告として実質的当事者訴訟を提起することを要する。

(注) * 都市計画法

第 11 条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。この場合において、特に必要があるときは、当該都市計画区域外においても、これらの施設を定めることができる。

一 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設

2 (略)

第 59 条 都市計画事業は、市町村が、都道府県知事（第一号法定受託事務として施行する場合にあつては、国土交通大臣）の認可を受けて施行する。

2 都道府県は、市町村が施行することが困難又は不適當な場合その他特別な事情がある場合においては、国土交通大臣の認可を受けて、都市計画事業を施行することができる。

問題 10	行政法	総合問題	正解 1
			関連過去問：なし

1 妥当である。

行政手続法4条1項は、国の機関又は地方公共団体がその固有の資格において処分の名あて人となる処分については、行政手続法の適用を除外する旨規定する。「固有の資格」とは、一般私人が立ちえないような立場にある状態をいう。

都市計画法59条に基づく「認可」は、国の機関等が原則的な担い手となるため「固有の資格において処分の名あて人となる処分」にあたる。そのため、Y大臣がする「認可」に行政手続法の適用がない。よって、Y大臣が本件事業認可を拒否するにあたり行政手続法8条1項に基づき理由を示す必要はない。

したがって、本記述は妥当である。

2 妥当でない。

本記述は、仮処分を申し立てることができるとしている点で、妥当でない。

行政事件訴訟法44条は「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為については、民事保全法…に規定する仮処分をすることができない。」と規定する。

事業認可は、「処分」にあたりとされている。そのため、Xは、民事保全法に基づき本件事業認可の差止めを求める仮処分を申し立てることができない。

3 妥当でない。

本記述は、本件計画決定が抗告訴訟の対象となる「処分」にあたりとしている点で、妥当でない。

判例（最判昭62.9.22）は、都市計画決定が、抗告訴訟の対象となる行政処分にあたらないとしている。

都道府県等が都市施設を都市計画事業として整備しようとする場合、都市計画において都市施設を定め、具体的に事業を施行しようとする段階で都市計画事業の認可という手続を踏んで事業がなされる。そのため、判例に賛成する学説は、都市計画事業によって収用を受けるべき地位に立たされる事業地内の土地所有者等につき実効的な権利救済を図るためには、都市計画事業の認可がされた段階でその認可を対象とする抗告訴訟の提起を認めれば足りることを理由として挙げている。

そして、本件計画決定が、抗告訴訟の対象となる行政処分にあたらないため、Xは、本件計画決定の取消訴訟を提起することができない。

4 妥当でない。

本記述は、Xに原告適格が認められる余地はないとしている点で、妥当でない。

判例（最大判平17.12.7）は、同様の事案において「都市計画事業の事業地の周辺に居住する住民のうち当該事業が実施されることにより騒音、振動等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者は、…その取消訴訟における原告適格を有する」としている。

その理由として、都市計画法は、「騒音、振動等によって健康又は生活環境に係る著しい被

害を直接的に受けるおそれのある個々の住民に対して、そのような被害を受けないという利益を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含む」ことを挙げている。

5 妥当でない。

本記述は、形式的当事者訴訟を提起することを要するとすべきところ、実質的当事者訴訟を提起することを要としている点で、妥当でない。

形式的当事者訴訟とは、処分・裁決の効力を争うという点で抗告訴訟の実質を有するにもかかわらず、法令の規定により当事者訴訟の形式をとるものをいう。

都市計画法69条は、「都市計画事業については、これを土地収用法第3条各号の一に規定する事業に該当するものとみなし、同法の規定を適用する。」と規定する。この規定により、都市計画事業について土地収用法の適用を受けることになる。そのため、事業地に土地の所有権を有する者は、土地収用法47条の2第1項により収用裁決を受けることとなる。そして、土地収用法133条3項は、損失の補償に関する訴えを提起した者が「土地所有者又は関係人であるときは起業者を…被告としなければならない。」と規定し、法令の規定により当事者訴訟の形式をとっている。

【MEMO】

行政法☆実力診断テスト

択一式正答表

科目	問題	タイトル	正解	配点	備考	チェック欄
行政法	1	行政基準	2	4		
	2	行政上の義務履行確保	5	4		
	3	意見公募手続	3	4		
	4	行政不服審査法の審理	1	4		
	5	抗告訴訟	3	4		
	6	訴えの利益	2	4		
	7	国家賠償法2条	4	4		
	8	条 例	2	4		
	9	行政組織法	1	4		
	10	総合問題	1	4		
			合計	点（択一式満点：40点）		

無料
動画

リーダーズ YAMADA の 行政書士おもしろ3分間 Movie



<http://r-tatsumi.com/st/group/gy3minutes/>

リーダーズ総合研究所・山田斉明講師が法律や行政書士試験をテーマに面白おかしく解説。様々なテーマを取り上げてやさしく分かりやすく解説していきます。

取り上げているテーマの一例

『憲法・官公庁シリーズ「国会議事堂」』『民法「軽井沢の別荘事案」』『一般知識シリーズ「世界遺産」』『民法条文シリーズ「質権」』『行政法「許可?のの違い」』『一般知識シリーズ「雇用」』ほか



スマートフォン、
タブレットで
視聴できます。

辰 巳 法 律 研 究 所

東京本校：〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4-3-6
TEL03-3360-3371（代表） ☎ 0120-319059（受講相談）
<http://www.tatsumi.co.jp/>

横浜本校：〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-5 銀洋第2ビル4F
TEL045-410-0690（代表）

大阪本校：〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-13 東梅田パークビル3F TEL06-6311-0400（代表）

京都本校：〒604-8187 京都府京都市中京区御池通東洞院西入る笹屋町435
京都御池第一生命ビルディング2F TEL075-254-8066（代表）

名古屋本校：〒450-0003 名古屋市中村区名駅南1-23-3 第2アスタービル4F
TEL052-588-3941（代表）

福岡本校：〒810-0001 福岡市中央区天神2-8-49 ヒューリック福岡ビル8F
TEL092-726-5040（代表）